

# Deloitte.

デロイト トーマツ



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス フィリピン

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2022年1月



# 目次

## フィリピンの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	4
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	12
PE課税ーPE類型	13
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	14

ホットトピックス	15
----------	----

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	17
----------------------------	----

## フィリピンの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	19
-----------	----

LF/MFの概要	20
----------	----

国別報告書の概要	21
----------	----

関連当事者に関するフォーム提出制度の概要	22
----------------------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	24
--------------------	----

移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	25
--	----

# フィリピンの税制概要

# 法人税コンプライアンス

居住者については全世界所得課税となり、標準税率25%で課税される。法人所得税及び税制優遇措置に関する大規模な税制改正（CREATE Act）が2021年4月11日に発効された。

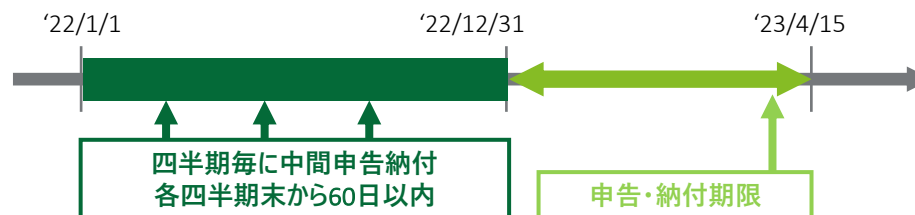
## 法人所得税

居住者	法人が、フィリピンにおいて設立される場合には、居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 法人所得税<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 25%：標準税率</li><li>➢ 20%：軽減税率（所得PHP500万以下かつ総資産PHP1億以下の法人に対して適用される。）</li></ul></li><li>■ 最低法人所得税<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 1%：2020年7月～2023年6月</li><li>➢ 2%：2023年7月～ （事業開始後4期目以降、売上総利益を課税標準として算出された金額が通常の法人税額より大きい場合に課される。）</li></ul></li></ul>
課税年度	暦年又は会計年度
申告納付期限	申告・納付期限：課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税が課されるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。

中間納付	四半期末から60日以内に中間申告・納付をしなければならない。
時効	原則3年 ただし、租税回避が認められる場合は最長10年まで延長される。
連結納税制度	なし
税制改正	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 不定期に行われる。</li><li>■ 企業再生・税制優遇措置法（CREATE Act*）が2021年4月11日に発効された。</li></ul>

(\*): CREATE Act(Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act)とは、法人所得税及び税制優遇措置に関する税制改正の略称である。

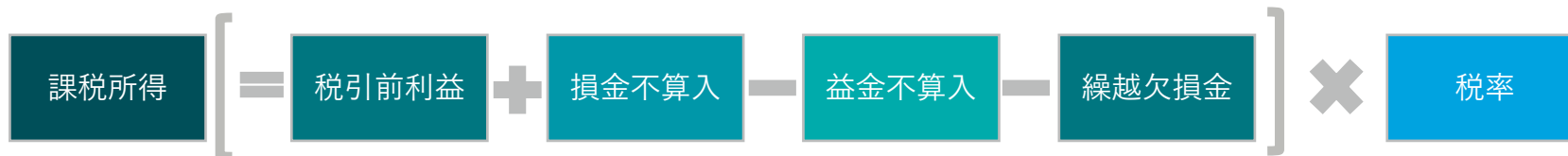
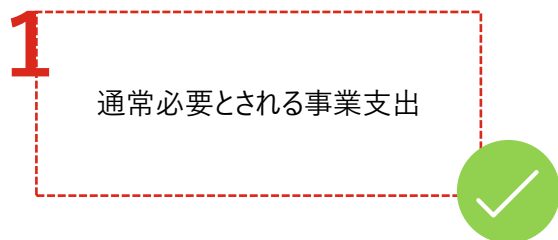
### 例：12月決算の場合



# 課税所得計算（1/3）

## 損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



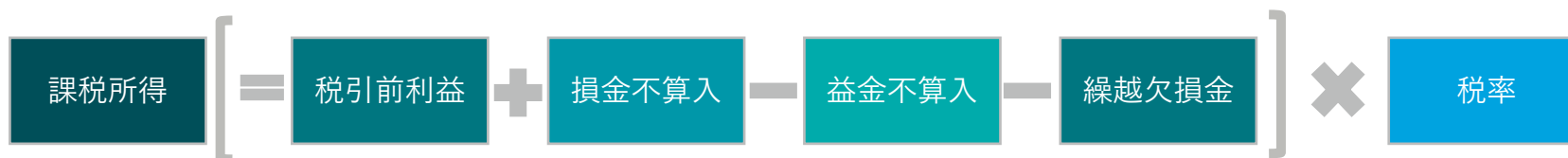
## 損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

従業員給与	従業員給与は全額損金算入される。 なお、一定の労働訓練費については、50%のみが割増で損金算入可能となる（CREATE Act）。
寄附金	政府等の非営利団体に対する寄附金は一定の要件に基づき全額、それらに該当しない寄附金は課税所得の5%を限度に損金算入することができる。
交際費	販売業等は売上高の0.5%、サービス業等は純利益の1%を限度に損金算入することができる。
引当金・準備金	引当金は損金不算入である。 ただし、不良債権は回収不能であることが確認できるなど、一定の要件下での償却が認められる。

利子利子	支払利子は損金算入される。 利子による所得が発生する場合、法人所得税率が25%の法人は、支払利子の損金算入額は受取利子の20%に制限される（CREATE Act）。
減価償却費等	一般原則 有形固定資産・無形固定資産共に償却費の計上が認められる。
	陳腐化 合理的に算定された引当金の計上が可能。
	償却方法 米国財務省が公表している耐用年数やフィリピンの一般に公正妥当と認められる会計基準に定められる耐用年数による定率法・定額法等が用いられる。
その他	支払配当金、賄賂、税金等、税額控除の対象となる外国税額等

## 課税所得計算 (2/3)



### 益金算入項目

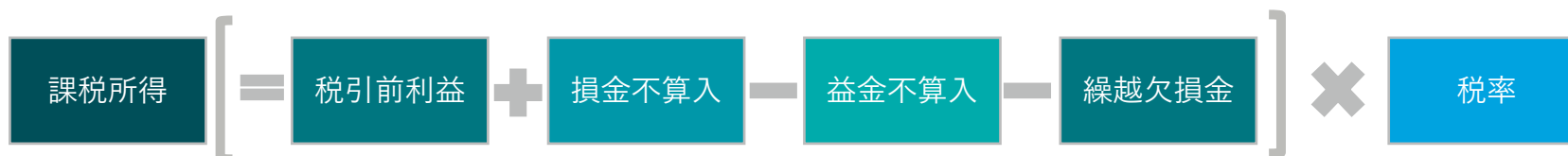
- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

<b>受取配当</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>国内配当金は免税</b>である。</li><li>■ 内国法人が受取る<b>国外配当</b>は以下の<b>条件を充足</b>する場合には<b>免税</b>となる。(CREATE Act)<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 配当は実際にフィリピン国内に送金されている</li><li>➢ 配当により受領した資金は翌事業年度内に特定の事業活動に再投資される</li><li>➢ 配当の支払者である外国法人の20%以上の株式を2年以上直接保有している</li></ul></li></ul>
-------------	---

- **キャピタルゲイン・ロス** について

<b>税率</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 一般的に、キャピタル・ゲインは、<b>通常の法人所得税率</b>により課税される。ただし、内国法人の株式売却益は通常の事業所得に含めずに課税される。</li><li>■ 下記の場合は<b>特別税率</b>が適用される。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 内国法人の非上場株式を売却することによって生じるキャピタルゲインに対しては、15%のキャピタルゲイン税が課せられる。</li><li>➢ 内国法人の上場株式の売却益は所得税が免除されるが、0.6%の株式取引税が課せられる。</li><li>➢ 内国法人がキャピタルアセットとして保有する不動産の売却により得られるキャピタルゲインには、(a) 売却価格又は (b) 歳入庁等の公的機関により定められる公正市場価格のいずれか高い方の金額に6%の最終源泉徴収税が課される。</li></ul></li><li>■ キャピタルロスは、キャピタルゲインに対してのみ相殺することができる。</li></ul>
-----------	---

## 課税所得計算 (3/3)



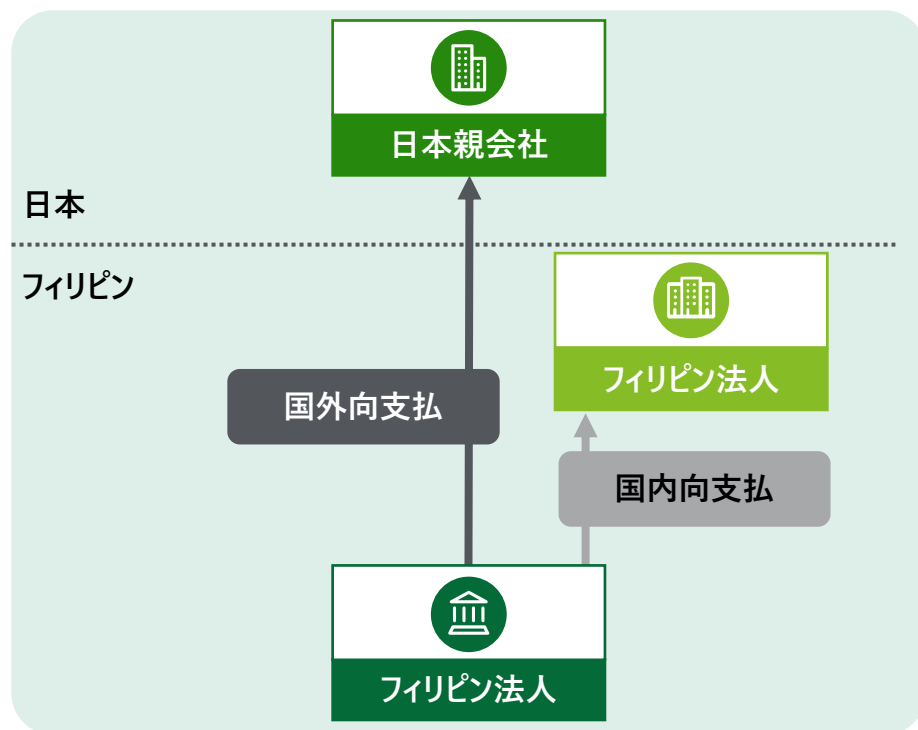
### ■ 繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	原則：3年間 2020年及び2021年（COVID-19関連措置）：5年間
	繰戻し	不可

### ■ 税率 について

税率	■ 法人所得税 ➢ 25%：標準税率 ➢ 20%：軽減税率 (所得PHP500万以下かつ総資産PHP1億以下の法人に対して適用される。)
----	---

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0/2/15/20% <sup>*1</sup>	20%	10%
配当	0%	25%	10/15% <sup>*3</sup>
使用料	5/10/20% <sup>*2</sup>	25%	10/15% <sup>*4</sup>

(\*1): 原則：0% / 一定の銀行・政府機関貸付利子等：2% / 外貨預金利子等：15% / 預金利子等：20%

(\*2): 映画フィルムに対する使用料：5% / 書籍・楽曲に対する使用料：10% / フィリピン国内源泉のその他の使用料：20%

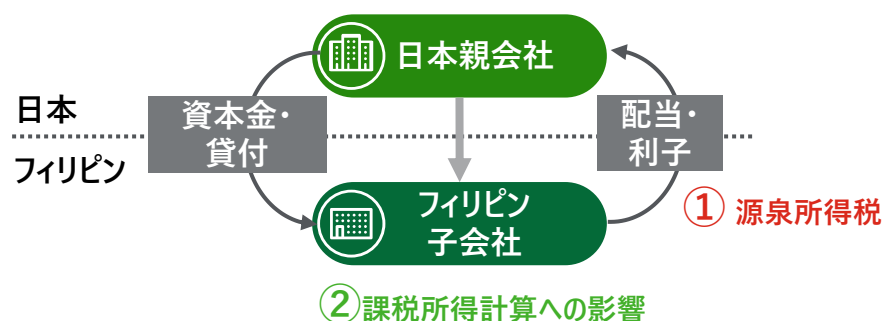
(\*3): 10%以上の持分を6か月以上直接保有する法人から受け取る配当：10% / その他の配当：15%

(\*4): 映画フィルム・ラジオ・TVに対する使用料：15% / その他：10%



# 進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

租税条約の適用を受けられる場合、フィリピン子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税は保有割合・保有期間に応じて**10/15%**となり、支払う利子に対しては**10%**となる。

対価を 受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	10/15%*	10%*

(\*) 租税条約の制限税率を記載。

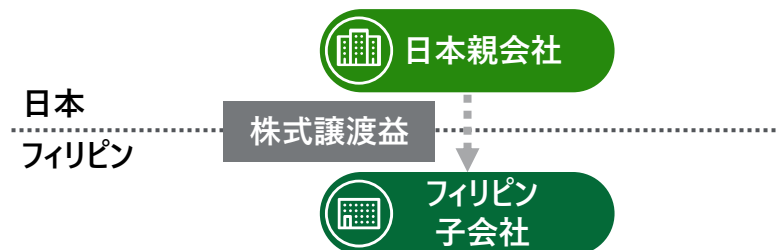
### ② 課税所得計算への影響 フィリピン子会社

過少資本税制の適用はない。

外国投資法に基づく外国投資ネガティブリストに記載される一定の業種については外国資本の出資比率が制限されているが、新法によれば金融会社に対して外国資本が100%出資することが認められることになった。

## 進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

### 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



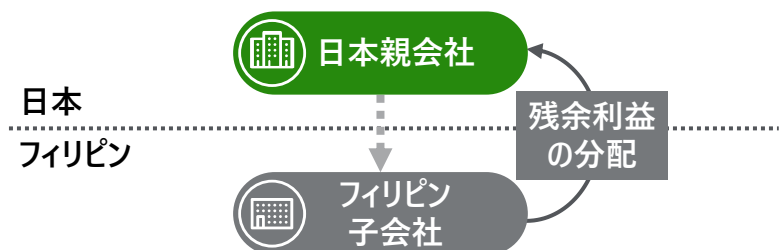
#### ■ フィリピンにおけるキャピタルゲイン課税

 日本親会社

非上場株式の売却による譲渡益は15%の税率で最終源泉税の対象となる（CREATE Act）。ただし、**租税条約**の適用を受ける場合、対象フィリピン子会社が不動産化体株式でない限りは免税手続きをすることでフィリピン国内で課税されない。

売却対価が公正な時価に満たない場合の低廉譲渡については、差額は寄附金として6%の寄附金税（PHP25万以上の寄附について課税）が課される場合があり、当該寄附金税については租税条約による減免の適用はない。

### 清算時の残余利益に対する課税





#### ■ フィリピンにおける配当課税の有無

 日本親会社

清算法人に対する出資に係る譲渡損益を認識し、キャピタル・ゲインは、**通常**の法人所得税率により課税される。ただし、**租税条約**の適用を受ける場合、清算する法人の株式が不動産化体株式でない限りは免税手続きをすることでフィリピン国内で課税されない。

## 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はフィリピン国内源泉所得に課税される。子会社からの配当及び支店からの利益送金については、ともに源泉税が課される。

	 子会社 (現地法人)	 支店 (居住外国法人*)
課税所得の範囲	全世界所得課税	フィリピン国内源泉所得
法人所得税適用税率	25%：標準税率 20%：軽減税率（所得5PHP00万かつ総資産PHP1億以下）	25%：標準税率
申告手続き	課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税の負担があるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。	課税年度終了後4か月目の15日となる。 利子税の負担があるが申告・納付期限の延長の承認を得ることもできる。
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、国内法の規定によれば25%であるが、租税条約の適用を受けられる場合、議決権の保有割合及び保有期間に応じて10/15%	利益送金税の税率は、国内法の規定によれば15%であるが、租税条約の適用を受けられる場合は10%

(\*)：居住外国法人とは、フィリピン国内で貿易又は事業を行う外国法人をいう。

# 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

<b>従業員の雇用に係るコスト等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>社会保険料</b>：雇用者と従業者のそれぞれが拠出金を負担し、拠出金の額は従業員給与階層により異なる。</li> <li>■ <b>健康保険料</b>：月額報酬の3.5%で雇用者と従業者で50%ずつ負担する（COVID-19対応により2021年は月額報酬の3%）。PHP7万が月額給与テーブルの上限額である。段階的に改訂され、2025年に5%、PHP10万の月額給与テーブル上限となる予定。</li> </ul>
<b>印紙税</b>	売買契約書、手形振替証書、債務証書等に課税される。

<b>付加価値税 (VAT)</b>	<b>税率</b>	標準税率：12% 輸出取引等：0% 農産物等の販売及び輸入：免税
	<b>課税対象取引</b>	フィリピン国内における物品及びサービスの提供、輸入等
	<b>納税義務者</b>	年間総売上高が <b>PHP300万</b> を超える事業者はVAT登録をし、申告納税義務がある。
	<b>課税期間</b>	課税年度の各 <b>四半期</b>
	<b>申告期限及び納付期限</b>	仕入税額控除のVATを <b>毎月</b> 納付するとともに、課税年度の各四半期終了から <b>25日以内</b> に申告する必要がある。 ただし、2023年1月より、課税年度の各四半期終了から25日以内に申告・納税となる。
<b>国境をまたぐデジタルサービスへの課税</b>	外国事業者が提供するソフト・モバイルアプリケーション・オンラインゲームに係るライセンス、ウェビナー、デジタルコンテンツ提供等の <b>デジタルサービス</b> へのVAT課税について、下院は承認し、上院で審議されている。	

# 法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>IPA登録企業 (CREATE Act)</p>	<p>投資委促進機関 (IPA) に登録し、 戦略投資優先計画 (SIPP) に記載 された事業に従事する企業</p> <p>企業は業種によりTier1-3に区分され、 優遇措置の内容が異なる。</p>	<p>国内企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得税の免除：4-7年間</li> <li>■ 免除期間の終了後、追加控除等の適用を受けることができる。</li> <li>■ 追加控除：5年間</li> <li>■ 追加控除等の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建物・機械装置の10-20%追加控除</li> <li>➢ 人件費の50%追加控除</li> <li>➢ 研究開発費、研修費の100%追加控除</li> <li>➢ 事業開始から3年間の繰越欠損金は5年繰越可能 等</li> </ul> </li> <li>■ 登録事業に直接使用される設備等の輸入に係るVAT・関税等の免除</li> </ul> <hr/> <p>輸出企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所得税の免除：4-7年間</li> <li>■ 免除期間の終了後、特別所得税率か追加控除の選択適用を受けることができる。</li> <li>■ 特別所得税率：10年間 特別所得税率...売上総利益の5% 地方税は課税されない</li> <li>■ 追加控除：10年間</li> <li>■ 追加控除等の例：国内企業と同様</li> <li>■ 登録事業に直接使用される設備等の輸入に係るVAT・関税等の免除</li> </ul>
<p>地域統括本部 (RHQ) ・ 地域経営統括本部 (ROHQ)</p>	<p>統括本部をフィリピン国内に有する多 国籍企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域本部 (RHQ) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法人所得税の免除</li> <li>➢ VATの免除</li> <li>➢ 地方税等の免除</li> </ul> </li> <li>■ 地域経営統括本部 (ROHQ) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適格サービスから得られる所得に対する法人所得税率は10%に軽減される。ただし、2022年1月より通常の法人所得税率となる (CREATE Act) 。</li> <li>➢ 地方税等の免除</li> </ul> </li> </ul>

# PE課税—PE類型

## PEの種類

### 支店PE

- ①店舗その他の販売所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥倉庫
- ⑦鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場、その他天然資源を採取する場所



### 代理人PE

- 次のいずれかの活動を企業に代わって行う者（独立の地位を有する代理人を除く）
- ①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
  - ②企業のため反復して注文を取得する代理人
  - ③企業に属する在庫を保有し、反復して注文に応ずる代理人
  - ④保険料の受領等をする代理人



### サービスPE

単一の工事又は複数の関連工事について12か月の間に合計**6か月**を超える期間の使用人その他の職員によるコンサルタントの役務の提供又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務の提供



### 建設PE

**6か月**を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは据付工事



フィリピンのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

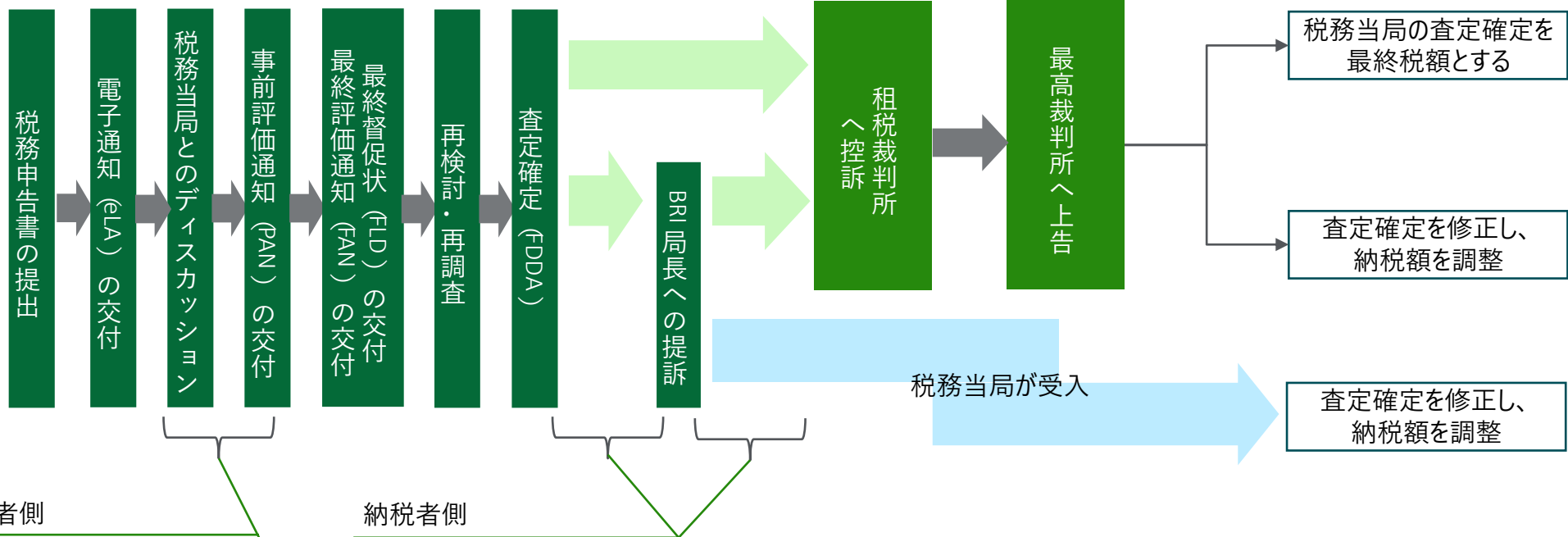
MLI条約の署名：なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟

## 紛争解決手続き及びプロセス

再調査の場合、追加の書類は60日以内に提出する必要がある

納税者側



■ 税務調査

税務調査の予告通知である税務当局からのeLA発行により、120日以内に税務調査が開始される。その後、税務調査にて税務当局が発見した事項を非公式にディスカッションする機会 (Informal Assessment) が設けられる。ディスカッションの後はPAN、FLD、FANが交付され納税義務が確定する。

PAN交付前 (協議・書類提出通知後30日以内) に協議する機会がある

それぞれ30日以内に提訴する必要がある

■ 税務当局の名称：フィリピン内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue; BIR)

<https://www.bir.gov.ph>

## ホットトピックス（税務調査の論点も含む）（1/2）

税務調査の初期対応が遅かったり、賄賂を支払うなどと対応を誤るケースが散見される。税務調査に入る旨の通知が来た場合、まずは会計事務所や弁護士に相談することが推奨される。また、租税条約の適用による租税の減免申請は長い期間を要するが、一部改善されてきている。

01

税務調査対応について

論点

- 税務調査に入る旨の通知が来た場合、まずは会計事務所や弁護士に相談することが推奨される。  
税務調査の初期対応が遅かったり、賄賂を支払うなどと対応を誤るケースが散見される。  
フィリピンの税務調査は複数の過程に沿って進められ、段階ごとに定められた期限を過ぎると、異議申し立てが認められない。そのため、税務調査に入る通知（Letter of Authority; LOA）が来たら、すぐに会計事務所や弁護士に相談するなどして、税務当局の不当な要求に安易に応じたり、対応を放置することの内容に備えることが肝心である。

02

根拠が不明確で不合理な指摘が横行

論点

- 財務諸表から推定する額と申告書の額の不一致が指摘される。  
VATの調査において申告と会計帳簿上の数値に乖離があることを理由に指摘を受けることが散見される。会計・税務上の数値に乖離が生じることは一般的であるため、指摘に対する異議を唱えることが必要である。税務担当官との折衝は、負荷のかかる業務ではあるものの交渉の過程において、納税者の主張が認められるケースも見られることから安易に妥協することは推奨されない。

03

租税条約の適用申請の所要時間

論点

- 租税条約の適用による租税の減免申請は長い期間を要するが、一部改善されてきている。  
租税条約の適用による減免申請は、従来2,3年必要とするなど長期間に渡ることが通例であった。しかし近年は、配当や利子に係る減免など頻度の高い簡素な取引については手続きが簡素化されており、申請のみで適用が認められることとなった（Request for Confirmation）。ただし今なお、取引の性質等について税務当局側で検討が必要となるような場合には長期間を要し、認可が得られるまでは適用が認められない（Tax Treaty Ruling Application）。



## ホットトピックス（税務調査の論点も含む）（2/2）

未収VATの還付は還付申請（申告後2年以内）と将来の未払VATとの相殺（無期限）が任意で選択できるが、当局が還付に応じない場合があることや、還付の期限切れに留意が必要である。また、取引規模が大きくなる組織再編については、事前に寄附金税のリスクも考慮して検討を進める必要がある。

04

VATの還付についての留意事項

論点

- 未収VATの還付は還付申請（申告後2年以内）と将来の未払VATとの相殺（無期限）が任意で選択できるが、当局が還付に応じない場合があることや、還付の期限切れに留意が必要である。

未収VATは翌期以降に発生した未払VATと相殺可能な資産として無期限に計上される。一方、BIRに対する未収VATの還付申請は申告後2年以内にする必要があるが、税務調査を経たのちに手続きがなされるが、当局が還付に応じない場合もある。還付申請後にBIRが未収VATの還付を拒否した場合のみ、当該未収VATの償却損が法人所得税の所得の計算上損金算入されるため、還付申請を行わないまま申請期限を経過した未収VATの償却損は、損金不算入として処理する必要がある。

05

低廉譲渡とみなされる取引に係る寄附金税

論点

- 売却対価が公正な時価に満たない場合の低廉譲渡には、差額は寄附金として寄附金税が課される可能性がある。

低廉譲渡に係る寄附金税は単に資産の売買取引におけるキャピタルゲイン課税に関連した論点のみではなく、株式の現物出資等の組織再編における時価の取扱いにまでその範囲を広げて税務調査の指摘事項に上がることがある。

寄附金税は租税条約の適用の範囲外であって減免の適用がないことから、特に取引規模が大きくなる組織再編については、事前に寄附金税のリスクも考慮して検討を進める必要がある。

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
申告・納期限の延長	施行済み	■ BIRその他の政府機関は、通知・メモの発行を通じて、租税や送金に係る申告書類の提出期限の延長を認めている。
欠損金の特例	施行済み	■ 2020、2021年については原則3年間の繰越期限が5年間に延長されている。
VATなど	施行済み	■ 2021年1月から2023年12月において、以下の品目についてVATを免除する。 ➢ COVID-19防止のためのカバーオール、ガウン、手術用品等 ➢ COVID-19治療に処方される薬剤、ワクチン、医療機器等 ➢ 原材料を含む臨床試験で使用されるために食品薬品局（FDA）に承認されたCOVID-19の治療薬
	施行済み	■ 保険省（DoH）及びFDAが承認したCOVID-19ワクチンに伴う関税等を免除する。
その他	施行済み	■ 意図しないPEの創出への課税など、国境を越えた取引に対する税の影響に関するガイダンスを発表した。

# フィリピンの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要

01

## 移転価格税制導入時期

2013年に移転価格税制導入（2013年2月9日発効のRevenue Regulations No.02-2013）

02

## 関連者の定義

OECDガイドラインに準拠した以下の方法  
CUP法／RP法／CP法／PS法／TNMM

03

## 移転価格調査の時効

賦課年度終了後4年

04

## 独立企業間価格の算定方法

### （棚卸資産取引）

OECDガイドラインに準拠した以下の方法  
CUP法／RP法／CP法／PS法／TNMM

### （無形資産取引）

同上

### （役務提供取引）

同上

### （資金貸借取引）

同上

05

## 日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1980年7月20日）
- 実務上の適用可能性：APA/MAPに係る規定は導入されていない。なお、現在導入は検討されている。

# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

- 下記①～④いずれかに該当し、かつ、⑤～⑧のいずれかに該当する納税者

- ①大規模納税者の指定を受ける納税者
- ②優遇税制の適用を受ける納税者
- ③当期を含め直近3年度において連続して営業損失を計上している納税者
- ④上記①～③の納税者と取引のある納税者
- ⑤年間売上高／総収入が**PHP 150百万**を超えかつ国内外の関連者との取引額が**PHP 90百万**を超える納税者
- ⑥課税年度内の有形資産の関連者間取引額が**PHP 60百万**を超える納税者
- ⑦役務提供、金融取引、無形資産取引及びその他の関連者間取引額が課税年度内に**PHP 15百万**を超える納税者
- ⑧前年度に⑤～⑦いずれかの要件に該当した納税者

### ②作成期限

- 確定申告期限まで

### ③提出期限

- 当局からの要求があつてから30日以内に提出

### ④作成言語

- 英語

### ⑤罰則

- RPTフォーム（関連当事者取引に関するフォーム）とその添付ファイルを提出を提出しない場合、**PHP 1,000**以上**PHP 25,000**以下の罰金。違反が繰り返された場合はペナルティの最大値**PHP 25,000**が科される。

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

- 未導入

### ②作成／提出期限

- 未導入

# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング\*の場合のみ)

- ①作成義務対象者
  - 未導入
- ②提出期限／作成期限
  - 未導入
- ③罰則
  - 未導入
- ④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否
  - 未導入

\*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社はその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること。

# 関連当事者に関するフォーム提出制度の概要（1/2）

## 作成義務対象者

- 2020年3月31日決算期以降の決算期の会社を対象に、以下の要件のいずれかに該当する納税者は確定申告書に添付する形で「関連当事者取引に関するフォーム（RPTフォーム）」を提出することが義務付けられる。（RR No.34-2020）
  - ①大規模納税者（Large taxpayers）の指定を受ける納税者
  - ②優遇税制の適用を受ける納税者
  - ③当期を含め直近3年度において、連続して営業損失を計上している納税者
  - ④上記①から③の納税者と取引のある納税者
  
- RPTフォームの記載事項は以下である。
  - 納税者の情報（TINナンバー（Tax Identification Number；TIN）、企業名、住所等）
  - 関連者の情報（国外関連者および国内における関連者の企業名、住所等）
  - 取引の情報（取引金額、未払い・未受領の金額、取引に伴う不良債権の金額、取引条件等）
  - その他（租税条約による恩恵の有無および適用される取引の取引金額、親会社・納税者の事業概要、前年からの納税者の機能リスクの変更の有無および内容、前年からの所有構造の変化の有無および内容、5年以内における事業再編の有無および内容、APAおよびフィリピンおよび各国における優遇税制の適用の有無および内容）

## 関連当事者に関するフォーム提出制度の概要（2/2）

### 作成義務対象者

- 従来、移転価格文書等を含む下記の添付資料をRPTフォームに添付することが求められていたが、2020年12月に公表されたRR No.34-2020により提出時の添付は不要となった。しかしながら、特に下記要件に該当する納税者については当局から提出を求められることがある。その場合は、当局の要求から30日以内に提出する必要がある。
  - ①大規模納税者（Large taxpayers）の指定を受ける納税者
  - ②優遇税制の適用を受ける納税者
  - ③当期を含め直近3年度において、連続して営業損失を計上している納税者
  - ④上記①から③の納税者と取引のある納税者
- RPTの添付資料は以下である。
  - 移転価格文書（「TPD」）
    - ・ 記載要件については、一般的なローカルファイルとおおむね差異はない。詳細はRR No.02-2013に規定されている。
    - ・ ビジネスモデルやRPTの記載内容に大きな変更がなければ毎年アップデートする必要はない。しかし、大きな変更がないことを立証することの困難性を踏まえると、TPDを毎年更新することが望ましいと考えられる。
    - ・ 親会社の子会社の取引も含めて移転価格文書を作成している場合は、その提出によって代替することも可能。
  - 契約書等
    - ・ RPTに記載された関連当事者取引の契約書等
  - 取引に関連する納税申告書等
    - ・ 関連者取引に関連して発生した源泉税について、フィリピン当局に申請した書類等
    - ・ 関連者取引に関連して、取引の相手方において支払った税金について、現地当局に申請した書類等
  - APAに関する書類
    - ・ APA等の合意結果の書類のコピー



# 最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の  
傾向

論点

以下の取引が税務当局に着目される傾向にある。

- 多額のマネージメントフィーを支払っている
- 前払(advance)を行っている場合（棚卸資産など取引の種類を問わず）
- 低金利・無利息ローンを国外関連者に貸出を行っている場合
- ロイヤルティー支払（特に料率が高めのものや、料率変動する場合）
- 輸出特別区など優遇税制の恩典を受けている場合

対応策として、適切な移転価格文書及び当局への説明資料を準備するなどの対応が必要である。

# 移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

APA審査・協議対応の変化	該当なし
現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）	<ul style="list-style-type: none"><li>■ RPTフォーム（BIR Form No.1709）の提出に関する要件の緩和について、現在政府に多くの要望が寄せられているようであり、何らかの対応がとられる可能性がある。</li></ul>

# お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001